

ガス体エネルギー改革勉強会（第5回） 議事要旨

1. 日時：平成13年6月26日（火）10：00～12：00
2. 場所：財団法人エルピーガス振興センター 会議室
3. 出席委員
石井（晴）委員長、浅野委員、阿部委員、石井（誠）委員、大内委員、菊池委員、重松委員、鈴木委員、竹澤委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、牧野委員、村田委員、矢野委員

4. 議題

事務局からの説明

「パイプライン事業のあり方に関するグランドデザイン（案）」

5. 議事次第

- (1) 開会に続き、石油流通課高橋課長補佐より資料1に基づき説明があり、その後以下のような質疑応答がなされた。

(石井委員長) 前回のガス市場整備基本問題研究会で松村委員から報告のあった「パイプライン事業のあり方に関するグランドデザイン（案）」について説明していただいた。LPガス、簡易ガスを含めて全面開放が前提条件となっているこのグランドデザイン案に対して共通のスタンスを決める必要がある。うまくパイプライン事業を取込み、事業の発展に結びつけられるかということ、またパイプラインのオープンアクセスによってLPガスの利用が更に高められ、便利に安く利用できるかというところが大きなポイントになる。

市場整備基本研では全面的にこの案を受け入れるのかどうか、事務局にお聞きしたい。

(事務局) パイプライン事業に関する松村委員のグランドデザイン案をそのまま研究会の案として採用するわけではない。この研究会の下にスモールグループを置き、細かな点も含めて検討する。研究会レベルでも議論が終結したわけではなく次回7月13日の市場整備基本研で更に議論した上で、スモールグループの議論に委ねることになっている。

(石井委員長) この勉強会は、当初意見集約はしないというスタンスであったが、事務局とも相談し、この会の意見が市場研に届くかたちにしていきたい。

パイプラインは、電力会社・都市ガス会社が所有しているが、アンバンドリ

ングには反対している。日本の電力会社・ガス会社は、効率的・機能的だということで、垂直統合で行ってきているが、この壁を崩さなければ発展がない。又、LPガスの立場で、パイプラインのオープンアクセスをビジネスチャンスにしていくためにはどうしたらよいか、意見をお聞きしたい。

パイプラインのオープンアクセスについては、一般ガス事業者・電気事業者のパイプラインが対象と考えていたが、一般ガス事業者、LPガス事業者、簡易ガス事業者全てが対象となっている。その場合、LPガス業界でみると戸建の家の低圧管も対象とするのか、また、簡易ガス対象外の小規模なアパートや簡易ガス対象の大きな団地などへの納入が分断される恐れがある。これらについての認識を統一するためにも議論が必要だ。

(石井委員長) 戸建、大口、簡易ガス対象外、簡易ガス対象等の区分及び低圧導管の運用を含めて、どのような前提条件にするか整理する必要がある。

最後に「保安」の記載があるが、保安規制についてどの法律にかかるのか全く明記されていない。LPガス業界がついていけるかどうか不安である。

簡易ガスなどまとまっているものが、自由化で分断された場合、検針・保安はどうなるのか問題である。どのくらい先をターゲットにしているかによるが、インフラが整って電気・ガス・水道などの検針が一体化されていることもありうるし、また、保安も一軒一軒飛び飛びになつては、意味がない。

パイプラインへの投資は、日本のエネルギーの安定につながる事が前提だと思うが、その投資が日本全体のエネルギー政策という観点から見て、また、国民生活から見てどうかという議論をし、我々に解りやすく教えて欲しい。

パイプラインの開放の目的は、消費者の利益を実現するために競争を促進するということであるが、その点から言って「ownership unbundling をとりあえず前提としない」としていることは理解できない。兼業のところで「小売事業を兼業する導管事業者の非効率性が高く、ガス事業を一体で運営する方が効率的である」という主張が疑わしくなるような事態が頻発するようであれば ownership unbundling を含め厳格な unbundling をきちんと検討すべきである。」とあるが、この点を聖域としないで、議論のコアとしなければ10年後のあるべき姿をランドデザインすることにならないのではないのか。そのような視点から、「託送料金は、原則として総括原価プラス適正報酬率と

する。原価には、導管の維持に必要な費用も含んだものとし、報酬率は、将来投資の誘因を損なわないよう、投資リスクを反映した水準とする。」とあるが、ここも聖域的な部分であり、競争促進的ではないのではないのか。

この二点が、LPガス小売業者として、ビジネスチャンスを得るという立場からは気になる点である。

(石井委員長) 現在のパイプライン所有会社が、オーナーシップを主張して、垂直統合しているものを分離しないとすればオープンアクセスはできない。料金についても従来どおり総括原価方式では競争促進にはならない。インセンティブ料金や、ヤードスティックを含めて料金制度を変えていく必要がある。これからは世界を視野に入れて天然ガスの利用を考えなければならないが、その時オーナーシップ アンバンドリングについては会計だけではなく所有の分離をしなければ先に進まないであろう。

低圧も含む供給管全てを対象にするのかどうか、導管の範囲をどこまでにするのかを決める必要がある。ガス事業法で、「導管により」と書かれた導管は、全て「管状の物」であるという解釈であり、現在シリンダー供給で使用している高圧ゴムホースなど全て含まれる。立法当時、導管は地中に埋め込むものであるという社会認識があった為に、LPガスは別であるという認識が生まれた。松村委員は、「管状の物」全てにかけるといっている。そこが実態と照らし合わせてどうか議論しなければならない。スモールグループには、LPガスに詳しい人にも入ってもらって、積極的に意見を述べてもらうべきだ。都市ガスのペースでまとめるとおかしな事になってしまう。

ドイツでは「電気及びガスの供給に関する法律」を制定しているが、その中では、ハイウェイを利用するものを対象とすると書かれている。ドイツのハイウェイとは、日本では1級、2級国道だと思う。そのような道路に敷設された供給管が対象となると考えるべきだ。原案で考えると、シリンダー供給も全部対象となってしまう。ドイツの例で推測すると、日本では1級、2級の国道までであろう。県道まで入れるかどうかという議論もあるが、それは圧力でどうするか限度を決めて、この議論を始めればいい。

ガスターミナルをオープンアクセスにするということは、供給インフラ全部が対象となるのか。LPガスで言えば家庭用のメーターから先の消費者導管まで、オープンアクセスの対象となるのか。その点、明確になっているのかお聞きしたい。

(事務局) 詳細の議論はされていない。次回の研究会でLNGターミナルの議論をするが、パイプライン事業についても、もう一度詳細な議論をすることになっている。

従来からこの話は都市ガスを中心に進んできたが、都市ガス事業は全てオープンアクセスだということになると自動的にLPガスも入ってしまい、今は自由なLPガスも都市ガスと同様、全部規制の対象になってしまう。そこを明確にしないと議論にならないのではないか。

パイプライン事業については、これからどうするかを決めるのであるから、建設的な意見を述べるべきであり、批判することには意味がない。どうあるべきかという前提条件等を含めて考える必要がある。

研究会などLPガスの代表としての委員も少なく、意見を述べる機会と時間が少なすぎる。それも問題である。

(石井委員長) 公益特権を与えられていないLPガスまでが、オープンアクセスとなると大変である。しかし、都市ガスの方はパイプラインをオープンアクセスする時は、LPガスもオープンアクセスにするべきだとの発言があった。その点についてLPガス側もスタンスをきちっと持つ必要がある。

今政府が行っている規制緩和・自由化は、典型的規制として残っている電気・都市ガスについて、競争原理を働かせていかに消費者のために有効な制度にするかということである。その論議にLPガスが巻き込まれているということだと思う。もともと石油とLPガスは自由な制度になっており、議論に巻き込まれる必要はない。しかし、将来イコールフットイングな競争環境を作るための制度になるであろうから、そのような意味でLPガスは、こうあるべきだという意見をまとめて主張していく必要はある。

(石井委員長) LPガスの立場での前提条件を作っていきたい。そしてその前提条件をスモールグループの中で、発言してほしいという要望があったが、それは可能であろうか。

(事務局) LPガスに詳しい実際の事業の関係者も委員になってもらう方向で考えている。又、この勉強会の意見を市場整備基本研の議論に反映させたい。市場整備基本研については、オープンな場として意見を主張してもらい説得

力のある意見を採用していこうとしている。その中で都市ガス業界や電力業界の主張に対して、L Pガス側の考え方を堂々と述べてもらいたい。

オープンアクセスにする場合、パイプラインにどのような種類のガスを流すのか、L Pガスも対象にするのか。圧力・ガス質等が異なるという問題、保安の問題について、整理して欲しい。

ガス質が異なっているガスを一つの導管の中を流す事は不可能である。その場合どのような供給形態が考えられるか、そこに立ち返って考えないと実際には、機能しない。

(石井委員長)「ガス市場整備基本問題研究会(第7回)」の参考資料から判断して、現状は、都市ガス事業者、電気事業者、卸供給事業者を対象に考えているようだ。導管供給が可能とされる都市ガス、簡易ガス、鉱業、電気事業となっており、L Pガスは入っていない。前提条件は大切なので、流通課から研究会に意見を言って欲しい。

生活者の立場から、パイプライン事業が変わってどう暮らしに影響があるか解らない。安定供給・保安の確保・安価ということに大きな関心があるが、この中からは読みとれない。今電気はオール電化住宅など積極的に動いているが、ガス体エネルギーとしてどのようなライフスタイルが描けるか提案して欲しい。

導管を連結したり、導管網を形成していくことになると、大きな事業となる。それが公共投資とするならば、消費者にとって今より良くなるということではなければ意味がない。

(事務局) L Pガス業界からみたパイプライン問題の意見を頂いた。小売分野の議論もこれからだと思う。松村委員のグランドデザイン(案)は、たたき台であり、建設的な意見をどんどん言って欲しい。それを反映して具体的なパイプラインのイメージを書いていきたい。

(石井委員長) 前提条件として一番関心があるのは、シリンダー供給もオープンアクセスの対象になるのかということである。ガスの規制に二つの法律があることも問題だという指摘もある。

また、輸入基地、充填所、供給設備等もオープンアクセスの対象になるのか

ということも重要である。電気・都市ガスと同じような網にかけられる事がないようにLPガスの立場を主張していかなければならない。

押さえておくべき点は消費者の視点、安定経営、統一的保安規制の三点である。

この松村案は、ガス業界から出たものではなく一つのたたき台であり、原案である。今後どのようにしていくかを考える必要がある。それぞれの局面で意見を述べたいという人もおられるので、スモール委員会等で発言できる仕組みを考えて欲しい。

21世紀には、LPガスやLNG以外にDMEなど新しいガス体エネルギーが考えられる。その辺のところも含めてパイプライン構想を考える方がよいのではないか。

(事務局) DMEについては、現在DME検討会で議論しており、まもなく報告書がまとまる。新しいエネルギーであり導入時期には色々な課題が想定されるが、消費者の選択の拡大・LPガスの安定供給という点から相当の意義があり、今年度から評価試験などにも着手したい。

現状の見込みでDMEは、2005年～2006年頃供給可能になるものと思われる。こちらの検討は2010年という長期的な時期を目標としており、現時点で供給が始まっているわけではないので難しい面はあるが、当然DMEも考慮に入れながら議論を進めることになると思われる。

(石井委員長) そういう意味では、技術開発・代替エネルギーと隣接している。又、燃料電池・LPガス車の普及など検討課題が多い。今後もそういった課題を整理して、議論をしたい。

市場整備基本研の議論の中心は、パイプラインとターミナルだと思う。従ってパイプラインとターミナルの議論が終われば、一定の方向性が出ることになる。10年後を想定して議論しているのであり、その方向性が出れば、あとは経過措置の問題である。従って一気にガス体エネルギー分野のあり方の議論をするべきで、そのとき都市ガスやLPガスは、どうあるべきかを議論するべきである。規制緩和という線上で問題が取り上げられる限り、LPガスに規制がかかることはないはずだが、議論のなかで例えばオープンアクセスには低圧管も入るといった意見が出ると、シリンダー供給までこの対象だということになる。あるいは、ターミナルの議論になるとLPガス基地もエッセンシャルファシリティだといった意見が出ることにより、LNG基地と同

様、規制の対象になると受けとられるなど、無用の混乱を起こしLPガス業界に動揺を与えてしまう。前提を明確にし、気をつけて進めていかなければならない。

(石井委員長) 消費者の利益、事業者の安定経営、保安規制という大前提となる三つの切り口を指摘いただいたので、その中でマトリックス的に論点を整理し、又、LPガス、簡易ガスの立場としてどうなのかを整理した上で、意見を賜うことにしたい。次回に向けてそのような問題提起をし、そして資料を皆様にお届けしたい。

(事務局) 7月13日のガス市場整備基本問題研究会において、パイプライン事業についての議論の残りとして、ターミナルのグランドデザインの提案、それを受けて自由討議が予定されている。事務局としては、皆様のニーズを反映するよう進め方を考えたいが、気がついたことがあれば、事務局へ連絡頂きたい。導管の範囲をどう考えるかについて所属されている団体でも議論をしていただきたい。

以上